

議 長 次に、質問順位2番 8番議員 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 はい、議長。

議 長 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 灰岡裕美でございます。通告に基づき一般質問を始めます。
今回は2点、最初に障害者福祉の取組みについて、2番目に
町の広報紙のカラー化について質問をいたします。

近年、少子・高齢化が進む社会の変化に伴い、障害をお持ち
の方の状況は大きく変化をしております。国では平成18年度
から「障害者自立支援法」が制定され、その後、障害者の日常
生活及び社会生活の支援を図るため、平成25年4月に「障害
者総合支援法」と法律の名前が変更となり施行されました。

本町におきまして、「和木町障害者計画」を踏まえ障害者
福祉の充実を図るため取り組まれていることと思います。

本日の一般質問におきましては、障害のある方のご家族から
お聞きした意見を参考にしつつ、本町の障害者福祉を充実した
ものにするため、当事者の皆さんに取り、実際に役立つ福祉施
策にするために伺っていきたいと思います。また今回は、主に
療育手帳と自立支援医療を受給されている方を対象に質問を
進めたいと思います。

最初に、障害者福祉の取組みについて質問してまいります。

本町在住の方で身体障害者手帳・精神障害者手帳・自立支援
受給者証・療育手帳、それぞれ取得されている方の人数を質問
します。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉課長 お答えします。令和5年4月1日現在で、身体障害者手帳2
04名、精神障害者保健福祉手帳41名、自立支援医療受給者
証91名、療育手帳61名です。

灰岡議員 はい、議長。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 次に相談支援について質問してまいります。

本町には特定相談支援事業所がありません。障害をお持ちの方、またはその家族が役場保健福祉課に相談に来られた場合、本町の担当課ではどのような対応をされているのか質問いたします。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 障害のある方の相談窓口については、町ホームページで周知しておりますが、相談支援体制といたしまして、保健福祉課と委託相談支援事業所で、障害のある方やその家族等からの相談に応じています。相談支援事業所は、岩国市内の岩国市障害者サービスセンター、障害者地域支援センターしらかば、地域生活支援センタートライアングルの3か所と委託契約を結んでいます。また、地域包括支援センターや民生委員さんとの連携や町内の身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名による相談員事業も実施しています。療育相談は、岩国市療育センターでも受け付けています。

灰岡議員 はい、議長。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 本町として、町役場としての窓口は、保健福祉課というふう
に伺いました。それでは保健福祉課には相談に対応する担当
の、障害者福祉担当の職員はいらっしゃるのでしょうか。

現在の担当の名前を教えてくださいませんか。担当者のお名前
もお伺いします。

議 長

鳥枝課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

保健福祉課の障害者担当は1名で山本です。

灰 岡 議 員

はい、議長。

議 長

灰岡裕美君。

灰 岡 議 員

相談というのは、大変個人的なプライベートな問題が多いのではないかと思います。

例えば、相談に来られる際に役場の窓口で対応ではなく、障害者やその関係者の方が、例えば、個室を利用して相談に対応して欲しいという希望があった場合、町の担当としてはどのように対応を考えておられますか。お聞かせください。

議 長

鳥枝課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

事前に役場、保健福祉課の方にご連絡いただければですね、会議室などの部屋もご用意いたしますし、先程の相談支援事業所の専門員はですね、ご自宅への訪問相談も行っております。

議 長

灰岡裕美君。

灰 岡 議 員

先程本町では役場以外の相談できる窓口、本町の窓口、相談先、支援員がいるというお話を伺っていたんですが、どのような内容なのかお聞かせください。

議 長

鳥枝課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

相談の内容ということですか。

灰岡議員	いえ、どのような相談相手が、相談をする方がいらっしゃるのか、役場以外に。
鳥枝保健 福祉課長	役場以外では、福祉サービスの利用に関する相談とかですね、それから障害に関する相談全般について3事業所についてはお応えできるような体制になっています。
議長	灰岡裕美君。
灰岡議員	先程、町内に障害、例えば身体障害、精神障害に対する支援員がいるということを伺ったように思うのですが、そのことをちょっと聞かせて、内容を教えていただけますか。
議長	鳥枝課長。
鳥枝保健 福祉課長	身体障害者関係については、社協の方ですね、相談員さんが1名おられます。それと知的相談関係については、知的障害者相談員として毎年1名の方をお願いして相談を受け付けています。
議長	灰岡裕美君。
灰岡議員	その担当の方のお名前を伺うことはできますか。
議長	鳥枝課長。
鳥枝保健 福祉課長	お名前とか相談員についてはですね、ホームページ等に掲載しております。
議長	灰岡裕美君。
灰岡議員	なかなか高齢の方は、ホームページに辿りつくまで難しい方がいらっしゃると思うのですが、わかりました。それではその

ようにホームページで周知してまいりたいと思っております。

それでは、先程の福祉の相談先ですよね、3ヶ所、そちらの施設に寄せられた相談件数を、直近3年間の相談件数を質問いたします。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 年間の相談支援事業所への相談支援件数ですけれども、年度末に報告をいただいております。3事業所の総数で令和2年度240件、令和3年度214件、令和4年度122件です。この件数の多くはですね、障害福祉サービス利用者の3ヶ月または6ヶ月に1回行われる定期的なモニタリング時によるものでございます。

それから町内相談員への相談件数は、令和3年度から報告を受けておりまして、身体障害者相談員への相談は令和3年度、4年度ともに0件、知的障害者相談員への相談は、令和3年度7件、令和4年度が5件でした。

その他の保健福祉課への相談というのはですね、新規サービス利用に関することが年間5件程度で、障害に対する悩みごとなどの相談は、年間2件程度でございます。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 福祉サービス施設の相談は、年間定期的な利用者の方の定期的なモニタリングの際に受けた相談内容ということなんですよね、それで町内の方では随分相談が少ないように思うのですが、相談が少なかったということは、なかなか困っている方が少なかったと思いますか。担当者はこの実績についてどう受けとめておられますか。お聞かせください。

議長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	役場にはほとんど相談が無いということで、相談支援事業所の方にですね、サービスを受けている方がその事業所の専門員に相談をしているというふうに受け取っています。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	それでは、障害の関係の皆さんが、例えば、町に相談に来られた場合、町では、まあ町内に施設がありませんので先程の3件の相談支援サービスを受けられる施設をご紹介します、お話を伺った上でご紹介してそちらに行っていただくということなんでしょうね。そこに例えば連絡を町の方から相談支援施設に連絡して、「こういう方が行かれますよ。」とか「こういう相談を受けました。」とかいう電話でもいろいろやりとりするのは今あるんでしょうか。状況を聞かせてください。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	役場に相談があった場合は、先程の相談支援事業所、3事業所いずれかにですね、ご連絡します。そこに専門の相談支援専門員というのが資格を持ったですね、専門員という方がおられますので、そこの方にこういった相談がありますということで連絡入れてその後、専門員の方からすぐにですね、相談のあった方へ連絡して対応しているという状況です。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	ホームページからいただいた手引きにもそのように手順が書いてありましたので、相談がある場合は、まずどこに行くか分からないという方は、まず町の保健福祉課に相談して、そういう支援センターに、状況に応じて支援センターの方に行って相談をしていただくということでよろしいんですかね。それは当事者の皆さんに浸透してることなんでしょうか。いかがですか。

議長

鳥枝課長。

鳥枝保健
福祉課長

先程のサービス利用者につきましては、モニタリングもしますし、その時にサービスの利用だけでなく何か悩みとかありませんかということ伺っています。件数も先程申したとおりその時にやっております。その他の方について周知が足りないということであれば、今後ですね、広報紙等によりですね、広報を進めていきたいと考えております。

議長

灰岡裕美君。

灰岡議員

相談支援センターに行かれて、そこでモニタリングを受けて定期的な障害者の方の悩まれていることや相談ごとってというのはあると思う、先程件数が随分多かったと思うんですが、それは町の方にキックバックされて町の方にこういう相談がありましたよという報告はあるんでしょうか。教えてください。

議長

鳥枝課長。

鳥枝保健
福祉課長

詳しいですね、こういったことがあったということは、問題があった場合は当然ありますけれども、内容についてはございませんが、例えば大まかな健康医療に関する相談とか家族に関する相談ということについてはですね、先程の報告、年度末の報告で件数は把握しております。

議長

灰岡裕美君。

灰岡議員

件数はということだったんですが、内容も、重大なことは内容は入ってきますが、通常の生活の中での細かい相談というのはあまり連絡が返ってこないということなんですかね。どの程度把握されているのかをお聞きしたかったんですが。

議長

鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	大きな問題があったという報告は入っておりませんので、相談自体はもう解決されているものと考えております。
灰 岡 議 員	わかりました。 はい、議長。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	先程からお話が出ました、手元に令和5年度の障害者福祉の手引きというものをホームページからいただきました。この手引きはすごく、先程から課長が言われたように細かな内容、相談はここ、相談はこういうふうにしてください、こういう相談先がありますとかいうことが細やかに書かれていると思うんですが、この障害者福祉の手引きというのは、障害をお持ちの方の関係者に毎年配布されてるんでしょうか。これ令和5年度なんですが、毎年配布されてるかどうかをお伺いしたいと思います。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	この障害者福祉の手引きというのは、ホームページの方で、今、議員おっしゃられたように、掲載しております。相談ごととかどんなサービスを使っていいのかそういったことはですね、窓口の方で問い合わせがあればですね、この冊子をお渡しして、相談があればここに相談してくださいとかこういったサービスがありますのでということは説明させておりますけど、それぞれの皆さんに毎年配っているということには行っていません。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	今回私が初めて読ませていただいた時でも、すごく細やかな心配りのある手引きだったと感じました。先程、障害者の関係

の方には配っていないがホームページから見られる、そしてその中から相談があれば受け付けるということだったんですが、私が関わらせていただいた障害者のご家族の方も、大変高齢化している方が多く、なかなかホームページからこれを引っ張ってですね、読むということは難しいんじゃないかと思うんですが、その上で、先程、町に対する相談が少ないということは、どのように考えられますか。例えば、相談相手の顔が見えてないということではないでしょうか。私は、出来ればこの、出来ればというか、ぜひぜひ、この障害者福祉の手引きを毎年、今、令和5年度版ですが、毎年障害をお持ちの関係の方に差し上げて、配って配布していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 障害に関する悩みとかそういったことがあれば、まず保健福祉課の方にお問い合わせいただけたら対応いたします。手引きについてはですね、それぞれに配るというよりかはですね、その時に、もし、ご依頼があればお渡ししたいとは考えております。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 まず窓口に、役場の窓口を起こしてください。そして希望があれば手引きをお渡ししますというスタンスということですね。
相談支援という中では、やはりそれはちょっと受身すぎるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 まず役場の相談先がどこなのかということですね、保健福祉課ということを周知したいと思いますし、先程言われたように役場にあれば提供いたしたいと考えております。

議長

灰岡裕美君。

灰岡議員

内容が毎年一新されるというようなことではないので、毎年配るのが難しいとおっしゃるのだったら、法律が改正されたり内容に変更があったりしたら、こういうお配りいただくとか、ホームページからご覧くださいという周知の方は役場の方から働きかけていただきたいと思います。

次に、次の質問まいりますね。

本町のホームページにあげてあります「第6期障害福祉計画」の中の「相談支援体制の充実」と書かれている部分を読みます。

これは、平成30年度から令和5年度末までの6年間にわたる本町の福祉計画を策定したものです。

「和木町地域自立支援協議会等により、障害者やその家族への相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援に関わる人材の育成、資質の向上に取り組みます。また、住民への周知により相談窓口を明確化するとともに、関係機関との連携により、地域において相談できる体制の整備に努めます」という言葉が明示されております。

この文言が書かれておりました第6期の福祉計画、これもホームページからいただきました。第6期の福祉計画は令和5年度末までとされていますが、平成30年度から令和5年、まだ末ではないのですが、今の時点におきまして、どの程度関係が達成できているのでしょうか。また検証はどの程度進んでいるのでしょうか。質問いたします。

議長

鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長

今現在、次期計画策定中でございます。前回第2回目の会議を開催したところであってですね、今まさにその計画自体検証中ということでございます。

議長

灰岡裕美君。

灰岡議員	令和6年、来年の4月から次の第7期ですか、計画が始まると思うのですが、この検証結果というのは、いつ頃、私ども知りたいと思ってる者達に教えていただけるのでしょうか。時期がわかれば教えてください。
議長	鳥枝課長。
鳥枝保健福祉課長	今年度末までに策定することになっておりますので、作成次第議員の皆さまにはお配りしたいと考えておりますし、もし必要な方がおられればお声かけいただければお渡しできるかと思います。
議長	灰岡裕美君。
灰岡議員	令和5年度末での終わって、令和6年度から始まる時の、新しい第7期が始まる時には検証結果も教えていただけるということではよろしかったですか。
議長	鳥枝課長。
鳥枝保健福祉課長	検証結果というか、次期どういう方向に進めていくかということが主になってはこようとは思いますが。ただアンケート調査も実施しておりますので、その結果についてはお示しできるのではないかと考えております。
議長	灰岡裕美君。
灰岡議員	ぜひぜひ、どこまで達成できたのか検証されたら、アンケート結果も含めて、それを基に第7期を策定されると思いますので、開示していただきたいと思います。 先程申しました「障害者福祉の手引き」にしても「福祉計画」にしても、私が聞きました「どこに相談してよいかわからない」という声とこの結果が少しかけ離れているように思います。

相談がないのは、生活に満足しているのではなく、役場に相談することが浸透しておらず、役場に伺うことが敷居が高く感じておられるのではないかなと私は感じました。

担当課はどう考えますか。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 先程、周知が足りないということですね、今どこに相談したらいいかということはあまりホームページでしか周知しておりませんので、今後も広報紙等を活用してですね、相談場所とかこういった相談があればということをですね、広報紙等広報媒体を活用して周知していきたいと考えております。

議 長 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 ぜひぜひ、障害者の方だけでなくお困りの方に対して寄り添った対応、役場の方でもお願いしたいと思います。

次に、相談内容について具体的な質問をしてみたいと思います。

役場では質問少なかったということなんですが、障害支援センターの方からモニタリングの際に受けた相談で、どのような質問が多く寄せられたか、答えられる範囲での回答をお願いいたします。

議 長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健 相談支援事業所への相談についてですけれども、福祉サービス利用に関するものが多くあります。新たなサービスを使いたいとかですね、利用日数を増やしたい、別の事業所を見学したい等の意見が大半です。その中で、その他ですね、健康医療に関する相談とか、家族関係、人間関係に関する相談がありました。

議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	その相談に対して、相談に対する解決に至ったのは、どのような経過でどのような機関の支援によったのか、様々と思うんですが、わかる範囲で教えていただけますか。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	3ヶ所、先程の3ヶ所ですね、相談支援事業所と委託契約を結んでおりまして、障害がある方の相談を専門に受け付けている機関である相談支援事業所の支援により、対応している。対応しております。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	その相談支援施設からの皆さんのお困りごと、相談に対して町が把握してらっしゃるということを今お伺いしたんですが、町は、その内容をどのように、なんていうんですかね、分析というか、把握したものをどのように扱っておられるのかちょっとお伺いしたいと思います。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	特にどのようにということはございまして、どういった内容の相談があったのかということは報告を受けておるような状況です。
議 長	灰岡裕美君。
灰 岡 議 員	できましたら相談を受けた時に、相談支援に、障害者の相談支援に関わる人の中で、みんなが内容を同じように把握できるように、報告や連絡等をしていただければまた次の相談に対応し易いのではないかと思いますのですが、それを希望いたします。

		次の質問、具体的な質問です。本町の障害者が町外の支援学校や作業所に進む際、町はどう関わっているのか。先程の相談支援施設を通じてと思うんですが、町が関わっておられることがありましたら教えてください。
議 長	鳥枝課長。	
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	町といたしましては、そういった施設を利用する際は、相談支援専門員を紹介しますので、その専門員の方がこういったサービスを利用するのかということを直接家族と話し合ってますね、事業所を決めるということで、町としては相談事業所の専門員を紹介して今後の作業所等の、デイサービスとかですね、そういった利用について相談員さんを紹介してるという状況です。そのサービスを利用する際には、支給決定は町が行っています。	
議 長	灰岡裕美君。	
灰 岡 議 員	ということは誰がどこに進まれて、通園されてるかということとは、町は把握してらっしゃるということでよろしいですね。	
議 長	鳥枝課長。	
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	利用計画書というのを提出することになってますので、どちらの施設を利用しているかというのは把握しております。	
灰 岡 議 員	はい、わかりました。はい。	
議 長	灰岡裕美君	
灰 岡 議 員	それではその障害者の方が支援学校や作業施設を卒業後、次の進路に進む場合において、町はどう関わっているのでしょうか。教えてください。	

議長 暫時休憩します。

休憩 9時 43分

再開 9時 44分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 すみません。支援学校では生徒やその保護者を対象に進路についての相談会を開催しております。和木町の生徒がいる場合は、保健福祉課の担当職員が参加しています。相談会には、ハローワークや相談支援事業所、障害者就業生活支援センターが参加し、一般就労のほか、就労継続支援、グループホーム等の障害福祉サービスについて情報提供し、質疑応答を行っています。町からは、主に障害福祉サービスを利用する場合の申請手続きについて、説明をしております。また、障害福祉サービス事業所が集う進路情報交換会にも、和木町の方がいる場合は参加しております。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 それでは、支援学校等卒業されて進路を次のところに進まれる場合、どなたがどこに進路を決めてどこに通われているかということは、町は把握しておられるのでしょうか。教えてください。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 どちらに通われているかということは、ちょっとそこら辺はすみません、今現在わかりません。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 わからないということは、そこまで町は把握してないという、把握する必要がないというか、そういうスタンスなんですかね。

議長 よろしいですか。鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 すみません。把握しているものと考えています。把握していると思います。すみません、ちょっとその辺について詳しくですね、確認とっておきませんので、わかっていると思ってます。

灰岡議員 ちょっと止めてもらっていいですかね。

議長 暫時休憩します。

休憩 9時 46分

再開 9時 49分

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
灰岡裕美君。

灰岡議員 支援学校卒業後の進路について、現状で町はどう関わって進路を把握しておられるのでしょうか。お伺いします。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 相談会に参加してですね、どのようなところに進まれるかというのは報告を受けております。

ちょっとすみません、先程1件ほど訂正したいことがござい

ます。相談員、町内の相談員についてですね、ホームページで掲載しておりますというお答えさせていただいたんですけれども、町内のホームページには3つの相談事業支援所これを掲載しております、相談員についてはですね、掲載しておりませんので、訂正させていただけたらと思います。障害者福祉の手引きの方には掲載しておりますので訂正させてください。

すみません。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 次に自立支援医療受給者証の更新について伺います。

受給者証は、毎年更新する必要があります。2年に一度は診断書の提出が必要になります。診断書に費用はかかりませんが、障害者の皆さん個々により更新の月が異なります。更新するのを失念してしまった方については、医療費の負担が大きくなります。これには運転免許証の更新のように、更新時期の連絡は来ません。役場からの文書にも「更新の案内は通知しません」とありました。これは、本町だけ通知していないのではなく、県の方針に沿っているということは承知しております。その上で、提案しております。先程、受給者証受けていらっしゃる方は、対象者91人と伺いました。対象者が多数いる市町と違い本町では91人、何とか注意喚起の通知をしてほしいと要望いたします。受給者本人はもとより、高齢者、高齢となった保護者にとって更新時期を把握するのは大変困難です。コロナ禍において実際に更新をしなかったために失効してしまい、改めて申請しなおした方がおられたと聞いております。

自立支援医療受給者証の更新の通知をしていただくことを、提案し要望いたします。更に、実際に山口県でもこのような通知はしておりません。けれど、和木町独自の障害者に寄り添う、顔が見える支援をお願いします。担当者のお考えをお聞きします。

議長 鳥枝課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

自立支援医療受給者証の更新通知ですが、自立支援医療、精神通院医療はデリケートな問題で、病状について、保健福祉課で把握していませんので、改善に向かっていての方へ更新通知を出して、病状に影響を与えてしまう可能性もあること、病状の程度は変化することがありますので、自己管理のもと、各自のご判断で期限更新の申請をしていただくようお願いしてるところでございます。

議 長

灰岡裕美君。

灰 岡 議 員

今回これを要望したのは、程度が変化するということも承知しておりますが、自己管理ができない方に対して救済措置はないかということで要望いたしました。現状、町がそのような考えであるならば、どうかどうか自己管理できない方の救済措置としてこれから検討をお願いしたいと思います。要望いたします。

私は、議員になって10年間、高齢者支援・子育て支援等様々な内容を一般質問に取り上げて来ましたが、障害者に関することは質問してきませんでした。反省しているところです。

先日「和木町手をつなぐ育成会」主催のイエローカフェへ参加させていただき、皆さんの困っておられることを少しですがお聞きすることができました。その中で心に残った言葉は「和木町の中で町民のみなさんと顔を合わせ、声を掛け合えるような会にしたい」という言葉でした。

もっと、町内の行事やイベントに加わり一緒に楽しみたい。町の皆さんとつながりを持ちたいとのことでした。

先日テレビで「障がいのある子もない子も一緒に学ぶ」という大阪の豊中市立南桜塚小学校のインクルーシブ教育の特集を観ました。その中で、全盲の小学生が「みんなと授業できないなら、楽しくなくなる」という言葉が、育成会で聞いた皆さんの言葉と重なりました。障害をお持ちの皆さんと一緒に暮らしやすい町をつくるために、町や私たち町民ひとりひとりが笑顔で関わることで、障害者と共に地域で暮らすという意識が変

わるのではないのでしょうか。意識を変えていかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

町の広報紙をカラー化に戻せないか。町の広報紙は、全ての町民へ向けたサービスを掲載したPR紙であるべきだと、私は考えます。

しかし、広報紙が白黒の紙面になって以来、何人もの町民の方から「手に取って読もうと思わない」「町民にとって、大事な連絡やお知らせが掲載されているのに、もっと、町民にアピールして読みたくなるようなカラー紙面に戻してほしい」との声も聞きます。もちろんこのまま白黒でいいという声もあります。白黒の紙面になった当時、議会の全員協議会で何故カラーから白黒にしたのかを質問したところ「町民に町の財政が苦しいことを分かってもらうため」という返答だったと覚えています。私は、月に一度の町の広報紙を町民に読んでもらい町政を知り、各種助成についても確認し、役立てていただくために町広報紙の紙面をカラーに戻してもらうよう、今回取り上げました。

質問します。担当課にご質問します。広報紙が白黒になった理由は、今一度お聞きします。

議長

渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長

和木町の広報紙は、毎月1日に毎号20ページで読みやすく親しまれる広報紙を目指して発行しております。今年度は毎号2,900部を印刷し、各世帯へ配布することから、行政情報は皆さまにお届けできていると考えております。それをもって広報紙の役割は十分に果たしていると考えております。和木町では、先ほど議員さんおっしゃいましたとおり、年々厳しさを増す財政状況に鑑み、経費の削減を目的として、令和2年度から従来のカラー印刷から、白黒印刷への変更を実施させていただいているところでございます。

議 長

灰岡裕美君。

灰岡議員

カラーから白黒の紙面になった際に、町の予算の削減はいくらぐらいでしたか。教えてください。

議 長

渡邊課長。

渡邊企画
総務課長

今年度の数字でお答えします。今年度の広報紙の印刷請負契約の金額は、年間187万5千円。毎号カラー印刷する場合の見積もりは200万7千円でございます。予算の削減額は13万2千円ですが、町として歳出削減に積極的に取り組む姿勢を明らかにし、住民の皆さまに周知することで金額以上の効果があるものと考えております。

議 長

灰岡裕美君。

灰岡議員

今、担当課から白黒の紙面になった場合、予算の削減は13万2千円ということをお伺いして驚きました。もっと削減の金額が大きいかと思っておりましたので。

例えば、今回、町制50周年記念、いろんな方が表彰を受けた時に、やはりカラーの紙面の方が皆さん手にとって「あ、あ50周年よかったな。おめでたいな。」っていうふうな気持ちになれるのではないかと思いますこの質問を取り上げました。

それでは最後に町長に、町広報紙について今後のお考えをお聞きします。

議 長

米本町長。

米本町長

それでは灰岡議員さんの町として今後の考えを聞きたいとのご質問にお答えを申し上げます。

町といたしましては、先程、総務課長が申し上げましたとおり、将来に渡る財政状況を考慮し、少しでも経費削減をするため、姉妹都市の恵庭市さんの広報紙を参考に白黒印刷を実施い

たしました。

灰岡議員さんと同様な質問を、全ての自治会長さんが参加されます行政懇談会でも問われ、金額的には微々たるものだが、その姿勢、その積み重ねが大切だという好意的なご意見もいただいておりますのでございます。

白黒印刷となりましても、しっかりと行政情報はお伝えすることは変わりませんし、担当職員も皆さんに手にとっていただけるよう工夫し頑張っておりますので、今後も特別な場合を除き、白黒印刷を続けていきたいと考えております。

なお、蛇足ですが、将来的には紙ベースではなく、インターネットを通じてテレビ画面で見ていただく時代が来るものと思っておりますし「アレクサ、和木町の何々のに関する情報は？」とAIによる会話抽出型へと変化してくるものだというふう

に将来はなると思っております。
まあそれらに向けても少しずつでございますが、情報収集をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

議 長 灰岡裕美君。

灰 岡 議 員 将来的なこと、国としてもDXの推進ということがありますので、町長の将来に対するお考えはお聞きしました。ただ、やはり忘れてならないのは、そこに、先程の質問とも重なりますが、インターネット等扱えない方もいらっしゃるというところに心をちゃんと向けて、どのようにしたら皆さんに届くのかということを考えていただきたいと思います。

2点の質問終わりました。

最後に、先程同僚議員が述べましたとおり、先日新聞紙上に「大東建託調べ 中国地方 幸せな街」として和木町が1位という記事を見ました。町民の皆さんからもすごいね、良かったねという声をたくさん聞きました。私も、もちろん嬉しく思いました。

けれど「全ての町民にとって、本当に幸せな街と感じられているのかな」「ハンデをお持ちの方は、幸せな街とってくださっているのかな」と嬉しい反面、疑問に思いました。

そして、全ての町民にとって、本当に幸せな街と感じられる街にしたいと思い、今回この質問を取り上げました。

以上で私の質問を終わります。

議 長 再質問ございませんか。

灰岡議員 はい、ありません。

議 長 再質問がないようですので、以上で灰岡裕美君の一般質問を終わります。

議 長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 10時 3分

再 開 10時 17分